

ふくおかエコ農産物販売拡大協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称をふくおかエコ農産物販売拡大協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、ふくおかエコ農産物認証制度（以下、「認証制度」という）に取り組む生産者が中心となり、生産者及び関係機関の相互連携のもとに、認証制度により認証された栽培計画に基づき生産された農産物（以下、「認証農産物」という）のPR及び販路拡大を強化することによって、認証生産者の所得向上を図り、ひいては地産地消の推進に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 この協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) ふくおかエコ農産物認証制度の認証生産者
- (2) 全国農業協同組合連合会福岡県本部
- (3) 協議会の円滑な運営のために会長が必要と認める生産者及び直売所等
- (4) 福岡県

(事 業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認証農産物のPRに関する事
- (2) 認証農産物の販売推進に関する事
- (3) 認証シールの作成に関する事
- (4) 認証制度のホームページの運営に関する事
- (5) 認証農産物の生産拡大に関する事
- (6) 認証生産者への情報提供
- (7) その他、認証制度の拡大に関する事

(役 員)

第5条 この協議会に会長、副会長、監事を置く。選任は総会において決定する。
2 会長、副会長、監事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3 監事は、会計を監査する。
4 会長は、必要に応じて役員会を招集する。

(総 会)

第7条 総会は、最高決定機関として会員をもって構成する。
2 総会は年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
3 総会は、会長が主宰する。
4 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
5 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決するものとする。

6 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な重要事項

(企画運営部会)

第8条 第2条の目的達成のため、各種事業を企画する企画運営部会を設置する。

- 2 企画運営部会の構成は、役員会で決定する。
- 3 企画運営部会に部会長を置き、役員会で選任する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に事務局を設置し、事務局長は同課の課長技術補佐をもって充てる。

(経費)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、認証を受けた生産者からの負担金及びその他の収入をもって充てる。なお、負担金の額及び取扱いについては別記による。

- 2 認証生産者は、第2条の目的達成のため、第4条に定める協議会の事業実施に必要な負担金を納入するものとする。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規約は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 この規約による改正後の別記に定める負担金の取扱いについては、平成28年3月認証分から適用する。

別記

- 1 認証生産者は、協議会の事業実施のため、認証1件につき生産者一人当たり年間3,000円を負担するものとする。なお、以下の緩和措置を設けるものとする。
 - (1) 複数の生産者からなる組織の場合（組織当たり年間負担額）
 - ① 生産者数31人以上、60人以下の場合は、90,000円に30人を超える生産者一人当たり2,000円を乗じた額を加算する。
 - ② 生産者数61人以上、100人以下の場合は、150,000円に60人を超える生産者一人当たり1,000円を乗じた額を加算する。
 - ③ 生産者数101人以上の場合は、190,000円に100人を超える生産者一人当たり500円を乗じた額を加算する。
 - (2) 同一申請者が複数の認証を取得した場合（一人当たり年間負担額）
 - ① 3品目に取り組む場合は、8,000円とする。
 - ② 同一申請者で4品目に取り組む場合は、9,000円とする。
 - ③ 同一申請者で5品目以上に取り組む場合は、9,000円に4品目を超える1品目当たり500円を乗じた額を加算する。
- 2 協議会は、1の負担金について、毎年の認証審査確定後、認証生産者に納入金額及び納入期限を明記した納入通知書を送付するものとする。なお、納入にあたっては、以下の定めに従う。
 - (1) 1月申請は4月、7月申請は9月に発行し、通知する。
 - (2) 納入期限は、納入通知書発行日から1ヶ月後とする。
 - (3) 負担金の納入方法は、協議会の指定する口座への振込とする。
 - (4) 認証委員会後に生産者戸数の増減及び栽培の中止が発生した場合には、申請者の届出により下記のとおり処理する。
 - ① 生産者戸数が増加した場合は、変更届に基づき負担金を徴収する。
 - ② 米の生産調整等生産者本人の責に帰すことが適当でない理由により、栽培の中止や生産者数が減少した場合は、変更届(変更理由及び変更内容が確認できる資料を添付)により内容確認の上、負担金を減額することができる。
ただし、ほ場で栽培開始後の減額は認めない。